

2011年3月16日 全2頁

阪神・淡路大震災時の社会保険料特例措置

資本市場調査部 制度調査課
是枝 俊悟

東北地方太平洋沖地震において考えられる社会保険料における対応

[要約]

- 2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震において、大きな被害が発生している。
- 1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の際には、1995年3月1日に「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下、震災特別法）」などが制定され、被災した個人や企業に対して、社会保険料免除等の特例措置が採られた。
- 本レポートでは、阪神・淡路大震災の際に採られた社会保険料特例措置について紹介する。政府には、今回の東北地方太平洋沖地震においても同様もしくはそれ以上の対応が求められる。

※税制の特例措置については、「阪神・淡路大震災時の税制特例措置」を参照。

阪神・淡路大震災の社会保険料特例措置の概要

- 1995年1月17日に、阪神・淡路大震災が発生した。
- 社会保険（厚生年金、当時の政管健保[現在の協会けんぽ]、組合健保など）では、原則として毎年4月から6月の3ヶ月間の平均の給与等の額をもとに「標準報酬月額」を決定する（定時決定）。原則労使折半で負担する社会保険料は、原則としてその年の8月から翌年の7月まで「標準報酬月額」に保険料率をかけた金額となる。また、連続して3ヶ月以上、給与等の額が大幅に増加または減少した場合、その3ヶ月の平均の給与等の額をもとに「標準報酬月額」を改定する措置（随時改定）がある。
- このため、特別な措置が設けられないとすると、阪神・淡路大震災の被災を受けて給与等の額が大幅に減少した場合であっても、企業や社員は、3ヶ月程度、被災前の「標準報酬月額」をベースとして社会保険料を負担しなければならない状態にあった。
- また、給与等の遅配・未配等があった場合であっても、企業が納付しなければならない社会保険料の額は原則変更されないし、納期が延長されることも原則としてない。
- このため、特別な措置が設けられないとすると、阪神・淡路大震災の被災を受けて資金繰りが悪化し、社員への給与等の支払いが困難となっている企業であっても、社会保険料を納付しなければならない状態にあった。
- こうした事態に対処するため、1995年3月1日に「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下、震災特別法）」などが制定され、被災した個人や企業に対して、社会保険料免除等の便宜措置が採られた。
- 本レポートでは、次ページに阪神・淡路大震災の際に採られた社会保険料特例措置について紹介する（た

だし、船員保険における減免措置など現行法令において既に意味がなくなっている措置は除外した)。政府には、今回の東北地方太平洋沖地震においても同様もしくはそれ以上の対応が求められる。

※特に、1995年当時と比べて、現在の企業及び社員の社会保険料負担は大幅に増加している。社会保険料負担のために、被災した企業が倒産したり、被災した者の生活が困窮したりすることはなるべく防ぐべきである。この観点から、筆者は、社会保険料の免除措置の適用基準を1995年当時より緩和してこれらの措置を行うべきだと考えている。

1. 標準報酬の改定の特例（健康保険・厚生年金）

○健康保険・厚生年金の保険者（政府および健康保険組合）は、震災の日に被災区域に所在していた事業所において、震災のあった月から12ヶ月以内のいずれかの月において、その事業所の社員の給与等の額が著しく低下した場合、その月から標準報酬月額を改定することができる（震災特別法24、53）。

2. 社会保険料免除の特例（健康保険・厚生年金）

○健康保険・厚生年金の保険者（政府および健康保険組合）は、震災の日に被災区域に所在していた事業所において、以下の条件に該当し、事業所から申請があった場合、以下の条件に該当している間（最大12ヶ月）に納付すべき保険料について、企業の負担分・社員の負担分の両方とも免除することができる（震災特別法34、54）。

【条件：事業所の事業が震災による被害を受けたことにより、社員に対する給与等の支払に著しい支障が生じていること】

3. 児童手当の拠出金の免除の特例

○2.の規定により、厚生年金の保険料の免除を受けた事業主は、厚生年金の保険料免除を受けている間（最大12ヶ月）、児童手当法に規定する児童手当拠出金（全額企業負担）を免除する（震災特別法55）。

（注）2010年度に子ども手当が実施されたが、2009年度までの児童手当法による財源の負担制度は現存している。このため、2010年度においても、企業は児童手当法に基づいて児童手当（子ども手当）の財源の一部を負担した。